

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

## ⊕ 執行役員の就任に伴う一時金

**Q** : 社員の一人を執行役員にしますが、その際に退職金を支給するつもりです。問題ありますか？

**A** : 一定の要件を満たしていれば、退職手当等として取り扱われます。

### 【解説】

使用人が、いわゆる執行役員に就任した場合に、その執行前の勤続期間に係る退職手当等として一時に支払う給与(その給与が支払われた後に支払われる退職手当等の計算上その給与の計算の基礎となった勤続期間を一切加味しない条件の下に支払われるものに限る)は、次のいずれにも該当する場合に限り、退職手当等として取り扱われることになっています。

- ① 執行役員との契約は、委任契約又はこれに類するもの(雇用契約又はこれに類するものは含まない)であり、かつ、執行役員退任後の使用人としての再雇用が保証されているものではないこと
- ② 執行役員に対する報酬、福利厚生、服務規律等は役員に準じたものであり、執行役員は、その任務に反する行為又は執行役員に関する規定に反する行為により使用者に生じた損害について責任を負うこと

ただし、上記の要件を満たさないものであっても、勤務内容等に重大な変動があり、従前の勤務関係の延長とはみられないなどの特別の事実関係があると認められる場合には、退職手当等として取り扱われることとなっています。

